

安心ネットづくり促進協議会

スマートフォンにおける無線LAN及び
アプリ経由のインターネット利用に関する作業部会

報告書

「青少年保護・バイ・デザイン及び利用者の
インターネット・リテラシー向上に向けて」

2012 年 6 月

安心ネットづくり促進協議会

スマートフォンにおける無線LAN及び
アプリ経由のインターネット利用に関する作業部会

目 次

1	はじめに ～青少年のスマートフォン利用に関する考え方～	・・・ p.3
1.1	フィーチャーフォンに関するこれまでの取組み	・・・ p.3
1.2	青少年保護・バイ・デザインと利用者のインターネット・リテラシーの向上	・・・ p.4
1.3	フィーチャーフォンとスマートフォンの異同	・・・ p.4
1.4	青少年のスマートフォン利用についての考え方	・・・ p.5
1.5	新たに携帯電話サービスに関わる方々へ	・・・ p.6
2	スマートフォンにおける青少年のインターネット利用に関する課題・スマートフォンの普及動向	・・・ p.7
2.1	スマートフォン端末の普及状況	・・・ p.7
2.2	インターネットの利用実態	・・・ p.8
2.3	内閣府「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」	・・・ p.10
3	関係者における現状と取組み	・・・ p.12
3.1	コミュニティサイト運営事業者における現状と取組み	・・・ p.12
3.1.1	スマートフォンにおけるユーザー登録時の認証	・・・ p.12
3.1.2	スマートフォン向けアプリの提供	・・・ p.13
3.1.3	有料コンテンツ、アプリ等の決済方法	・・・ p.13
3.1.4	今後に向けて	・・・ p.13
3.2	プラットフォーム事業者における現状と取組み	・・・ p.14
3.2.1	OS 種別とアカウント取得	・・・ p.14
3.2.2	ペアレンタルコントロール	・・・ p.14
3.2.3	アプリケーションマーケット	・・・ p.14
3.2.4	アプリレイティング	・・・ p.15
3.2.5	今後に向けて	・・・ p.15
3.3	フィルタリング事業者における現状と取組み	・・・ p.16
3.3.1	インターネット利用環境の変化とフィルタリングソフト	・・・ p.16
3.3.2	フィルタリングソフトのサービス概要	・・・ p.16
3.3.3	アプリケーションへのフィルタリング対応	・・・ p.17
3.3.4	今後に向けて	・・・ p.17
3.4	携帯電話事業者における現状と取組み	・・・ p.17
3.4.1	3G 接続	・・・ p.17
3.4.2	無線LAN機能	・・・ p.18
3.4.3	アプリケーション	・・・ p.18
3.4.4	今後に向けて	・・・ p.19
3.5	ISP 事業者における現状と取組み	・・・ p.20

3.5.1	サービス概要	・・・p.20
3.5.2	自社インターネット接続サービス(ISP)におけるフィルタリングの扱い	・・・p.20
3.5.3	今後に向けて	・・・p.20
3.6	端末メーカーにおける現状と取組み	・・・p.21
3.6.1	フィーチャーフォンとスマートフォンの出荷割合	・・・p.21
3.6.2	フィーチャーフォンとスマートフォンの機能的な違い	・・・p.22
3.6.3	端末におけるフィルタリング機能の実現方法、問題点	・・・p.22
3.6.4	今後に向けて	・・・p.22
3.7	第三者機関における現状と取組み	・・・p.23
3.7.1	第三者機関の役割と具体的な取組み	・・・p.23
3.7.2	海外の動向	・・・p.24
3.7.3	今後に向けて	・・・p.24
4	利用者・保護者の視点	・・・p.25
4.1	地域での取組み	・・・p.25
4.1.1	茨城県メディア教育指導員連絡会	・・・p.25
4.1.2	Will さんいん	・・・p.26
4.1.3	ぐんま子どもセーフネット活動委員会	・・・p.27
4.2	利用者・保護者の視点	・・・p.28
4.2.1	利用者の視点	・・・p.28
4.2.2	保護者の視点	・・・p.33
4.3	今後に向けて	・・・p.34
4.3.1	スマートフォンに関する利用者への説明	・・・p.34
4.3.2	関係事業者及び利用者・保護者の連携によるフィルタリング改善等	・・・p.35
4.3.3	利用者リテラシーの向上	・・・p.36
5	最後に	・・・p.38

1 はじめに ～青少年のスマートフォン利用に関する考え方～

1.1 フィーチャーフォンに関するこれまでの取組み

まず、スマートフォン普及以前の従来型の携帯電話（以下、フィーチャーフォン）に関するこれまでの関係者の取組みを概観しておこう。

日本では 1999 年に一部の携帯電話事業者によってモバイル・インターネットが利用可能な携帯電話端末が発売されて以降、青少年に携帯電話が多く普及し、関連して様々な問題が指摘されてきた。具体的には、「出会い系サイト」等での出会いに起因する児童買春や淫行といった福祉犯被害の発生、コミュニティサイト上での誹謗中傷や「ネット上のいじめ」、「ワンクリック詐欺」等の詐欺被害、青少年にふさわしくない画像や映像へのアクセス等である。

こうした問題を防ぐためには、青少年のインターネット・リテラシーの向上と、リテラシーの段階に応じて青少年が違法・有害情報にアクセスすることを防ぐ仕組みの普及との、両面からの取組みが必要と考えられ、学校、保護者団体、関係事業者、政府・自治体等が連携協力して様々な取組みを進めてきた。インターネット・リテラシーの向上に関しては、学校で「情報モラル教育」が推進されていることをはじめ、関係企業・団体の尽力によって地域やサイト上等で精力的な啓発の取組みが推進されている。違法・有害情報へのアクセス防止に関しては、フィルタリングの普及をはじめ、サイトでのパトロールの充実、年齢に応じたサービスの制限等の取組みが進んでいる。

2009 年 4 月に施行された青少年インターネット環境整備法もこの取組みの延長上にあり、以降、この法律の考え方に基づいて、多様な関係者が連携協力してインターネット・リテラシーの向上や違法・有害情報へのアクセス防止に関する取組みを進めている。総務省をはじめ関係官庁で必要な議論が重ねられていることに加えて、民間の自主的な取組みを進める組織である安心ネットづくり促進協議会も、関係者の連携協力の場として重要な役割を担っている。

こうした努力の結果、既にフィーチャーフォンに関しては次のような状況に至っている。

- ・ 学校教育においては、情報モラル教育が学習指導要領に位置づけられていることに加え、携帯電話事業者等の協力もあり、多くの学校で携帯電話利用に関する授業が実施されるようになっている。PTA 行事等で保護者が青少年の携帯電話利用について知る機会も多く提供されている。青少年の利用が多いサイトの多くに啓発コンテンツが掲載され、携帯電話事業者やサイト運営事業者等による啓発の機会も多い。
- ・ 青少年インターネット環境整備法によって、保護者が不要と申し出ない限り携帯電話事業者は 18 歳未満の者が利用する携帯電話サービスをフィルタリングに加入した状態で提供することが義務づけられていることもあり、啓発も進んでいるため、フィルタリングの利用者が増えている。一定の基準を満たしたサイトを標準のフィルタリングの対象から外すことや、利用者側でアクセスを制限するサイトやカテゴリー

リーを調整するカスタマイズサービスの提供等も進み、利用者の自由なコミュニケーションや利便性を損なうことを最小限にする選択肢も提供されている。

- ・ 青少年が利用するコミュニティサイトが福祉犯被害につながることを防ぐために、各サイトでの監視水準の向上、携帯電話事業者からサイト運営事業者への年齢情報の提供の仕組みづくり等の対策が進められ、増加傾向にあったコミュニティサイトに関連する福祉犯被害が減少傾向を見せている。

1.2 青少年保護・バイ・デザインと利用者のインターネット・リテラシーの向上

フィーチャーフォンにおけるこれまでの経緯を踏まえ、総務省「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言¹」では、「青少年保護・バイ・デザイン」という考え方が提起されている。これは、「新たな機器やサービスを提供する場合は、その設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計、サービスの設計、事業者内部及び事業者間の体制の整備等を行うことを示すもの」と説明されている。フィーチャーフォンにおいては問題が発生したことを受けて、様々な対策が重ねられてきた。今後は、端末やソフトウェア等を提供しようとする事業者が、あらかじめ青少年の利用を想定し、必要な策を組み込むことを求めるものである。

言うまでもなく、青少年保護・バイ・デザインの考え方は、青少年のリテラシー向上を否定するものでなく、むしろ青少年のリテラシー向上にかかわる策も含めてデザインを検討することを求めるものである。今後は、こうした考え方にに基づき、青少年のリテラシー向上と青少年保護とが、バランスよく、しかも問題の発生に先立って取り組まれることが理想である。

ただし、青少年保護・バイ・デザインの考え方が青少年のリテラシー向上策の全容を包含するものとはいえず、リテラシー向上は教育関係者、保護者、行政、事業者等が連携して推進される必要がある。青少年保護・バイ・デザインの考え方は第一義的には製品やサービスの設計を行う者に責任を課す考え方であるが、完全に安全な設計はそもそも困難であることから、安全な設計に加えて広範なりテラシー向上策が必要であることは当然であり、このことを強調するために本報告書では青少年保護・バイ・デザインとリテラシー向上とを併置している。

1.3 フィーチャーフォンとスマートフォンの異同

日本では 2010 年頃から急速に普及が始まっているスマートフォン（iPhone、Android 端末、Windows Phone 等）は、フィーチャーフォンと同様に携帯電話であり、通話やメール、ウェブ利用、アプリ利用等が可能な端末であるが、以下の点でフィーチャーフォンとは異なっている（青少年利用に関する違いを中心に述べる）。

¹ 平成 23 年 10 月 28 日付「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～」参照。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000051.html

- ・ フィーチャーフォンは基本的に携帯電話事業者を中心とした垂直結合モデルで作られていて、搭載する機能を基本的に携帯電話事業者がコントロールできる。スマートフォンは携帯電話事業者だけでなく OS (オペレーティングシステム) 事業者、端末メーカー等がそれぞれ一定程度独立して作られ、そこにアプリ (アプリケーションソフト) 事業者等が自由にアプリを提供できる水平分業モデルで作られており、特定の立場の事業者が一括して機能をコントロールすることが難しい。
- ・ フィーチャーフォンは基本的に 3G²等の携帯電話回線を利用して通信を行うものであるが、スマートフォンは携帯電話回線に加えて無線 LANでの利用も可能であり、3G回線経由を前提としたネットワーク型のフィルタリングだけでは対応できない。
- ・ フィーチャーフォンにもアプリは存在するが、基本的には携帯電話事業者の管理下にあり、提供事業者やアプリの種類は限定される。スマートフォンでは、世界規模で多様なアプリが流通している。

スマートフォンは、その機能としてはパソコンと近いものといえ、OS の上で様々なアプリを利用者が自由自在に使うことを想定している。通話機能やメール機能、ウェブブラウザ等は標準で搭載されているもののアプリとして提供されており、利用者が他のアプリを利用してこれらの機能を代替させることも可能である。

1.4 青少年のスマートフォン利用についての考え方

スマートフォンに関しても、青少年の利用においては、青少年インターネット環境整備法の考え方に基づき、インターネット・リテラシーの向上と違法・有害情報へのアクセス防止との両面について対策が必要であるということが前提となるであろう。

ただし、フィーチャーフォンとの違いをどのように考えるかについては、その機能の面からも検討が必要である。

スマートフォンはパソコンと同様の機能をもつ端末であるので、まずはパソコンと同様の対応を考えるべきではないかという考え方がありうる。具体的にはパソコンに関するのと同様に、利用者がアプリケーションソフトを慎重に選択すること、個人情報やパスワード等を適切に管理すること、サービスの利用に関しては説明を理解して慎重に許諾を与えること、セキュリティソフト等を用いてウィルスやスパイウェアによる被害を防ぐこと等が求められると考えられる。他方、スマートフォンはパソコンと異なり、電話番号が付与され、通話が可能である上、外出先でも常時インターネット接続可能な状態となっている等の特徴があり、不用意に不正なアプリを入れることで電話番号等の情報が流出することも考えられることから、パソ

² 第3世代移動通信システムのこと。本報告書においては、モバイルWiMAXやLTE等の3.9G（第3世代移動通信システムを高度化した第3.9世代移動通信システム）を含めて3Gと総称する。

コンと同様の対応だけでは危険であるとも考えられる。

また、そもそもフィーチャーフォンという選択肢があるのだから、スマートフォンの利用を不安に感じる者はフィーチャーフォンを利用すべきという考え方がありうる。ただし、主要携帯電話事業者の新製品がほとんどスマートフォンであり、しかもスマートフォンのほうが割安に見える販売方法がなされていることから、急速にフィーチャーフォンという選択肢が縮小していることを考慮する必要がある。

今後スマートフォンへの移行がさらに進むのであれば、子ども向けに機能を限定したスマートフォン端末等が発売されることに期待するという考え方もありうる。ただし、フィーチャーフォンにおいて子ども向けの端末の普及があまり進んでおらず多くの青少年が一般向けの端末を志向していること、そしてこれまでは青少年の自由なコミュニケーションや利便性を損なうことを最小限にしつつ青少年の安全を確保することで状況の改善が図られてきたこと等を踏まえると、子ども向けのスマートフォン端末については様々な工夫が必要であるとも考えられる。

以上のように、青少年のスマートフォン利用に関する具体的な対応のあり方としては様々な考え方があるが、スマートフォンの利用には現状ではフィーチャーフォンより高いリテラシーが求められるという共通の認識に立ち、関係者の連携協力のもと、インターネット・リテラシーの向上と違法・有害情報へのアクセス防止とがバランスよく迅速に進められねばならない。

1.5 新たに携帯電話サービスに関わる方々へ

本報告書は、2011年10月から2012年5月まで、安心ネットづくり促進協議会の「スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会」での議論に基づいて、青少年のスマートフォン利用に関する現状を整理し、関係する方々の今後の取組みに資することを目指すものである。

スマートフォンの普及に伴って、これまで携帯電話サービスに関わりのなかった企業や個人が、サイト運営やアプリ開発において携帯電話サービスと関わることが増えていくであろう。本報告書は、これまで携帯電話サービスに関わってきた方々だけでなく、このように新たに携帯電話サービスと関わる方々にぜひお読みいただきたい。

これまで青少年の携帯電話利用に関して様々な問題が生じてきたが、関係者が連携協力し、多くの成果を重ね、リテラシーに応じた保護のもとで青少年が安全にインターネットを利用できる環境が、かなりの程度、実現しつつある。今後、携帯電話サービスに関わる方々には、こうした経緯を理解していただき、青少年インターネット環境整備法の考え方を踏まえ、ぜひ「青少年保護・バイ・デザイン」の発想で新たなサービスを提供していただきたい。新たなサービスの提供によって青少年に被害を生じさせるのではなく、青少年が安全に豊かにインターネットを利用できることへの貢献となることを願っている。

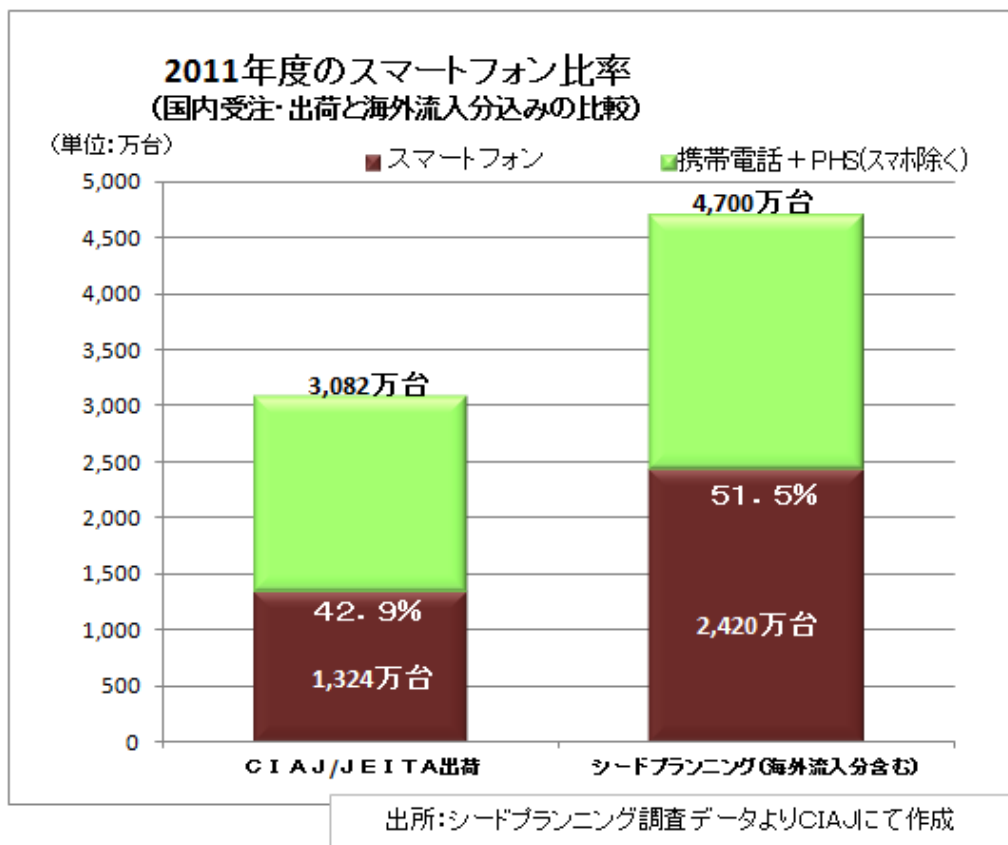
2 スマートフォンにおける青少年のインターネット利用に関する課題・スマートフォンの普及動向

2.1 スマートフォン端末の普及状況

スマートフォンは従来の携帯電話端末の機能に加え、パソコンと同様に高度な情報処理機能が備わったことや多彩なアプリケーションの提供、タッチパネルによる多様な操作性の実現等により、個人や企業の活動における様々な場面での利活用への期待の高まりとともに急速に普及している。

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）／一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）によると、2011 年度（2011 年 4-2012 年 3 月）のスマートフォンの国内出荷台数は約 1,324 万台で、前年比約 3.5 倍、国内出荷移動体電話（携帯電話＋PHS）全体の 42.9%まで拡大している。さらに株式会社シード・プランニングの調査結果による国内・海外端末メーカーの国内総出荷数は推定で 2,420 万台を超えており、携帯電話市場全体の 51.5%にまで拡大している。

■図1 2011 年度のスマートフォン比率³



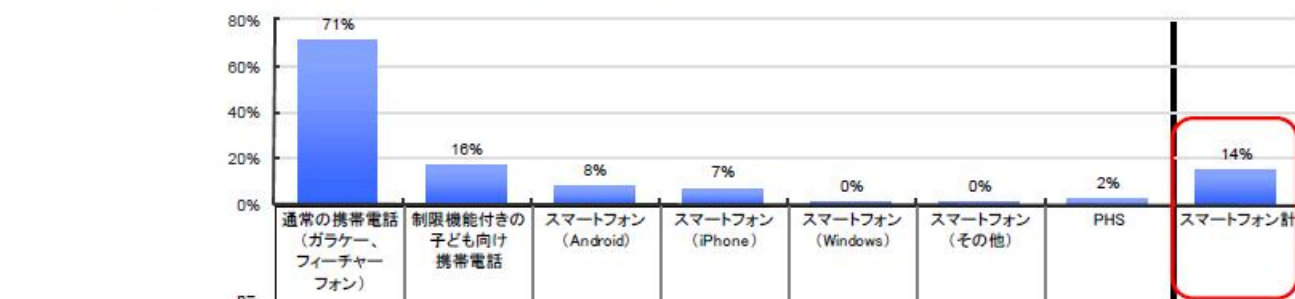
³ 2011 年度（2011 年 4 月-2012 年 3 月）統計結果。CIAJ/JEITA出荷自主統計は「国内ベンダーのみ」によるもの。株式会社シード・プランニングデータは「国内ベンダー＋海外流入数の総和」。

また、フィーチャーフォンは主に携帯電話事業者のネットワークを使用するのに
対し、スマートフォンは、携帯電話事業者のネットワークに加え、無線LANを経
由することによりその他回線設置事業者のネットワークも利用可能となり、こうし
た無線LAN経由でのコンテンツ・アプリケーションのダウンロードが増加してい
る。

このような状況の中、スマートフォンの青少年への普及状況は、CIAJ2011 年度“携
帯電話の利用実態調査”によれば、スマートフォンの青少年利用者数は前年度の約 2
倍に増加しており、10 代でのスマートフォン利用率は男性で 34%、女性で 20%
となっている。また、直近（2011 年 11 月）にデジタルアーツ株式会社が行ったイ
ンターネットによる全国の小学校 4 年生～高校生を対象とした利用実態調査では、
フィーチャーフォンの所有は 70%超であるのに対し、スマートフォンは 14%の所有
との数値になっている⁴。2012 年になると、携帯電話事業者の主力製品の多くをス
マートフォンが占めるようになっており、販売価格を含めた利用コストもフィー
チャーフォンよりスマートフォンのほうが安い場合が多いことから、青少年におい
ても今後さらにスマートフォンへの移行が進むと考える必要があろう。

■図2 未成年の携帯電話・スマートフォン使用実態調査

《未成年の携帯電話・スマートフォン使用実態調査》
 ～ 携帯の購入・機種変更が進むクリスマスを前に、小、中、高校生 1,236 人の意識・実態を調査 ～
《グラフ資料》
 Q:あなたが持っている携帯電話は次のどのタイプですか？(いくつでも)



2.2 インターネットの利用実態

昨今のインターネット利用環境の普及に伴い、新たな利活用形態としてソーシャ
ル・ネットワーク・サービスの利用者が飛躍的に増加し、コミュニティサイト運営
事業者の業容が拡大しているところである。こうした事業環境変化の背景として、
スマートフォンも急速に普及しており、モバイルビジネスそのものが大きく変革し
てきている。すなわち、従来のフィーチャーフォンでの通信事業者を中心とした垂
直統合モデルから様々なプレイヤーが複雑に関与する新しい形態のビジネスモデル

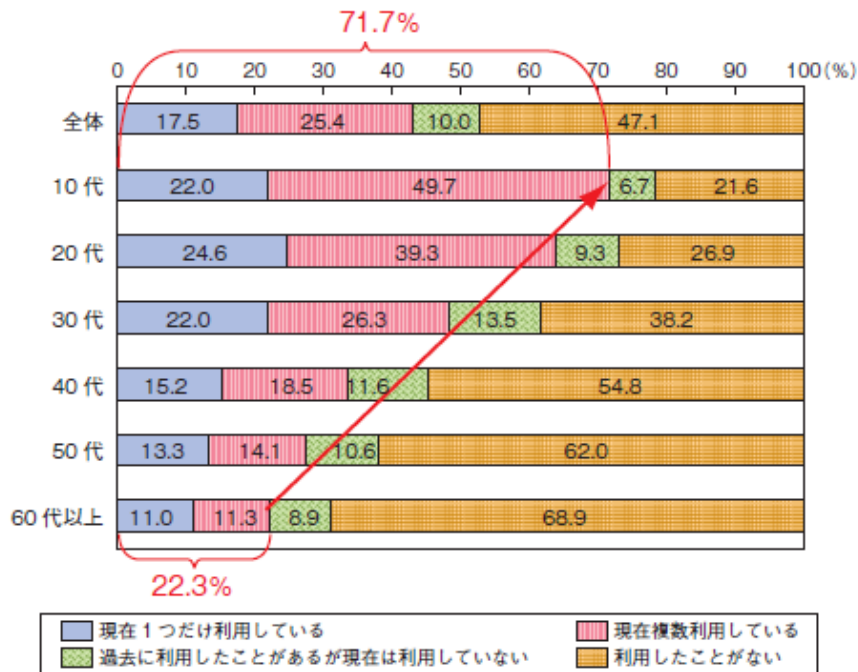
⁴ CIAJとデジタルアーツ株式会社では、「青少年」の範囲が“10代”と“18歳未満”と差異があるため、上記は参考比較。

へとパラダイムシフトが起こっている。

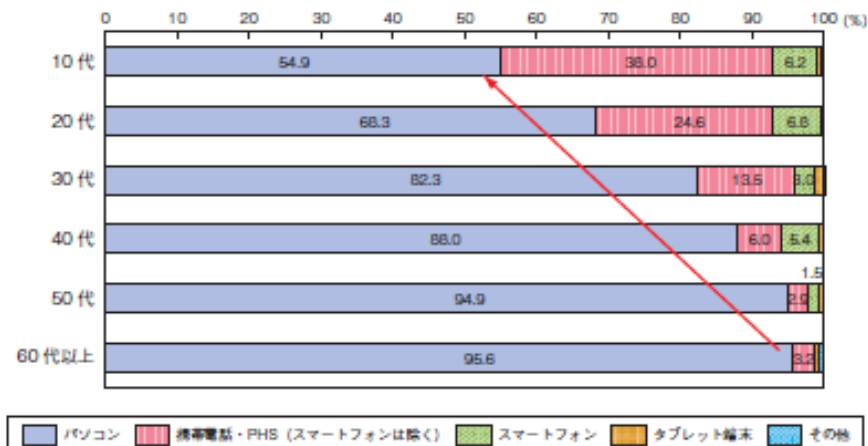
CIAJ やデジタルアーツ株式会社による調査では、こうしたソーシャルメディアの利用は青少年での伸びが大きく、加えて、今後の利用意向においても関心は極めて高いという結果が出ている。さらには、総務省「平成 23 年版 情報通信白書」によれば、ソーシャルメディアの利用者は、全世代平均で 4 割を超えており、中でも 10 代では約半数が複数のメディアを利用している。また、10 代でソーシャルメディアを利用する場合にスマートフォンを用いる割合は 6.2%とさほど高くはないものの、フィーチャーフォンを含めると 44.2%に上っており、若年層ほどモバイル端末を用いる比率が高い結果となっている。

■図 3 ソーシャルメディアの利用及び端末⁵

図表 ソーシャルメディアの現在の利用数、利用経験（年代別）



図表 ソーシャルメディアを主に用いる端末

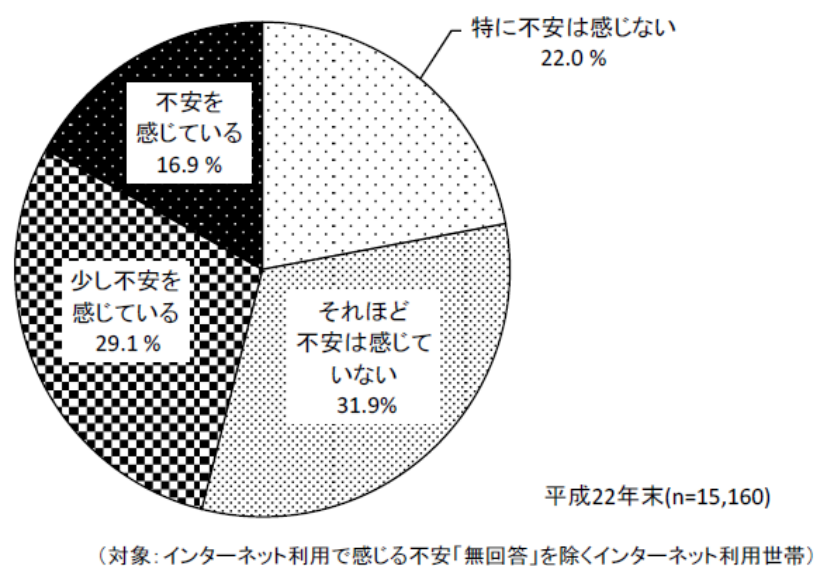


⁵ 総務省「平成 23 年版 情報通信白書」より

このような利用実態の中、総務省が行っている「通信利用動向調査」の平成 23 年 5 月発表の結果によると、個人世帯においてインターネット利用（パソコンを含む）に何らかの不安を感じている世帯は約半数にのぼっている。さらには、内閣府から平成 23 年 10 月に公表された「青少年のインターネット利用環境実態調査 報告書（平成 23 年度版）」においても、インターネット利用における青少年保護の観点で保護者が不安を感じる項目として、「名前や住所の安易な書き込み」・「暴力的・性的・反社会的な内容を含むサイトへのアクセス」がともに 40%を超える回答となっている。

■図 4 インターネット利用上の不安⁶

インターネット利用上の不安の有無（世帯）（平成 22 年末）



2.3 内閣府「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」

前述のようにスマートフォンの普及と青少年によるモバイル端末を用いたインターネット接続の増加に伴い、政府としても内閣府が主催する「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において、総務省・経済産業省・警察庁の関連省庁での検討も踏まえた報告書として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」が 2011 年 8 月に公表された。本報告書では、青少年インターネット環境整備法の施行状況について検証するとともに、現状を踏まえた今後の課題について取り纏められている。

本報告書で纏められた今後の課題は、「青少年による携帯電話を通じたインターネット利用を前提として、社会全体での更なる取組みが必要。」と総括されている。具

⁶ 総務省「平成 22 年 通信利用動向調査」より

体的には、①教育及び普及啓発活動の推進、②フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、③民間団体等の支援、④その他の重要事項（関係機関の連携等）、⑤推進体制 について纏められており、特に②のフィルタリングの性能の向上及び利用の普及等 については、携帯電話端末での「適切なフィルタリング提供義務のあり方」として、携帯電話回線では「フィルタリングの利用を条件とした提供」、無線LANでは「フィルタリングの利用を条件とした提供までは要しないが、今後の普及が予想されることから、求める事項を検討する」としている。

3 関係者における現状と取り組み

3.1 コミュニティサイト運営事業者における現状と取り組み

コミュニティサイト運営事業者は、かねてより、サイトの健全性確保に向けて、ユーザー認証、機能制限、投稿監視など様々な取り組みを続けてきた。スマートフォンからのアクセスについても、基本的には、従来からの取り組みが有効に機能している。しかしながら、フィーチャーフォンとスマートフォンの機能の相違から、スマートフォン特有の課題も見られる。

3.1.1 スマートフォンにおけるユーザー登録時の認証

会員登録を要するウェブサイトの多くは、会員登録時に最低でもメールアドレスによる認証を行っている。ユーザー登録の際に運営事業者から当該メールアドレスにメールが送信され、そのアドレスで受信しない限り登録は完了しないため、登録できるのは当該メールアドレスを保有するユーザー本人に限定される。

コミュニティサイトでは、ユーザー登録にあたって、メールアドレスだけでなく他の情報を取得してユーザー認証を実施しているサイトが多い。これは、不正利用者の再登録や、同一人物により大量に複数アカウントを取得することなど、サービスの健全性に悪影響を与える可能性のある行為を防止するためである。多くのコミュニティサイトでは、フィーチャーフォンにおいて、個体識別番号等の端末や契約者を一意に識別する仕組みを用いている。これにより、例えば、過去に不正利用を行い利用停止となったユーザーが、メールアドレスを変更して再登録することを防ぐことができる。

一方で、スマートフォンにおいては、物理的な端末識別番号（IMEI）が自動ログイン機能の提供に利用されることがあるが、これは推奨されていない。この理由はいくつかあるが、例えば、IMEIは電話機能を持つ端末にのみ付けられ、無線LAN利用のみの端末や音楽プレイヤーとして使われる端末で電話機能を持たないものには付与されない。また、端末の所有者がその端末を初期化して誰かに譲ったとしても、IMEIは変わらないため、アプリ開発者による利用者識別に問題が生じる。そのため、メールアドレスの認証のみのサイトもあるが、一部では、ユーザー登録時にIVR（Interactive Voice Response、音声自動応答）やSMS（Short Messaging Service）等で電話番号を確認する認証方式を採用し、一定の認証水準を維持しているサイトも存在する。メールアドレスのみのユーザー認証では、フィーチャーフォンと比べ不正行為を行って退会処分となった者の再入会が容易であり、退会処分の効果が低くなることも想定される。関係事業者による認証方式の検討とともに、スマートフォンの特性に関するユーザーのリテラシー向上のための関係者の努力が望まれるところである。

3.1.2 スマートフォン向けアプリの提供

多くのコミュニティサイト運営事業者は、スマートフォン向けに、ブラウザで利用できるコミュニティサイトに加えて、アプリとしてサービスを提供している。ブラウザを起動せずにサービスを利用できることが特徴だが、内容や機能としてはブラウザ向けのものとは大きな差異はなく、同一のアカウントでログインできるものが多い。

コミュニティサイト運営事業者は、これらのアプリにおいても、フィーチャーフォン向け、スマートフォンのブラウザ向けのサービスと、同一の監視体制を整備、運用しており、これまでと同水準の利用環境が整備されているものといえる。

他方、フィーチャーフォンと異なるスマートフォンの特徴として多様なプレイヤーにより提供されたアプリの豊富さが挙げられる。十分に青少年保護の体制が整備されていないコミュニケーション機能を有するアプリのダウンロードに対しては、プラットフォーム事業者がアプリを配信するマーケット等において提供している、レイティングのシステムと紐づいたペアレンタルコントロール機能等によって、一定の利用環境整備を図ることが可能である（「3.2 プラットフォーム事業者における現状と取組み」にて詳述）。

3.1.3 有料コンテンツ、アプリ等の決済方法

コミュニティサイトにおける決済手段は多様化しており、いわゆるキャリア決済（携帯電話事業者による代行徴収）に加えて、クレジットカード決済、電子マネー決済、銀行のネット機能を利用した決済等が用意されている。フィーチャーフォンとスマートフォンとの間で決済手段に大きな差異はないが、コミュニティサイト運営事業者が、スマートフォンアプリについては、アップルが iOS 向けアプリに提供している In App Purchase、グーグルが Android 向けアプリに提供している In-app Billing を採用しているケースもある。これらの仕組みを使った場合も、最終的に利用者はキャリア決済やクレジットカード若しくはプリペイドカードのいずれかで支払いを行うことになる。

3.1.4 今後に向けて

スマートフォンにおいては、不正な登録を検知・防止するためのユーザー認証が一部対応できていない点が挙げられている。

例えば、入会時に会員認証を行う場合、従来のフィーチャーフォンであれば携帯電話の個人識別番号で携帯電話を変えない限りは新しい ID を作れない形がとられてきた。スマートフォンにおいては個人識別番号が対応していないため、別の対応方法として先に述べた電話番号を確認する認証方式など、一定の認証水準を維持することが課題となる一方で、コミュニ

ティサイトの安全な利用について、青少年や保護者のリテラシーを高める方策も課題である。

3.2 プラットフォーム事業者における現状と取組み

3.2.1 OS 種別とアカウント取得

スマートフォンは一般に OS を搭載して流通しており、OS はアップルが提供する iPhone の「iOS」、グーグルが提供する Android 端末の「Android OS」、マイクロソフトが提供する Windows Phone の「Windows Phone OS」に大別される。利用にあたっては原則として、それぞれ「Apple ID」、「Google アカウント」、「Windows Live ID」といった、各種サービスの利用を前提としたアカウントの取得が必要となり、利用者が利用規約を承認後、メールアドレス、パスワード設定等によりアカウントを取得する。

3.2.2 ペアレンタルコントロール

スマートフォンにおいては、必要とするアプリケーションを利用者が判断し、自身でダウンロードして利用するのが一般的であるが、青少年利用において、保護者がペアレンタルコントロール機能を利用すると、子どもにふさわしくない機能やアプリケーションの利用を制限することができる。

iOS では「機能制限」メニューにおいて保護者が 4 桁のパスコードを入力し、ブラウザ、YouTube、iTunes、カメラ、位置情報等の各種アプリケーションや機能の制限が可能である。また、4 歳以上(4+)、9 歳以上(9+)、12 歳以上(12+)、17 歳以上(17+)を対象としたアプリケーションのダウンロード制限の設定が可能となっている。また、Android においても後述するアプリレイティングにより、子どもがダウンロードできるアプリを保護者がコントロールすることができ、さらに有料アプリや有料コンテンツの購入についても保護者が制限をかけることが可能である。

3.2.3 アプリケーションマーケット

アップルは App Store、グーグルは Google Play、マイクロソフトは Windows Phone Marketplace をそれぞれ運営しており、利用者はこれらのアプリケーションマーケットを介してアプリをダウンロードするケースが一般的である（Android 対応アプリについては一部、携帯電話事業者やコミュニティサイト運営事業者が独自に運営するマーケットを介してダウンロードするケースもある）。

プラットフォーム事業者のアプリ掲載基準について、例えば Google

Play は「Google Play デベロッパー プログラム ポリシー」を定めており、露骨な性表現を含むコンテンツや、暴力またはいじめ行為、差別的な発言などを禁止している。これらに違反した不適切なコンテンツであると利用者から報告されたものについては、グーグルが審査を行い、ガイドラインに違反していると判断した場合はグーグルにおいて当該アプリを Google Play から削除する対応を行っている。

これらのアプリケーションマーケットは有料アプリの提供も行っており、決済方法はクレジットカードが一般的であるが、マーケットによってはキャリア決済やプリペイドカードも利用可能となっている。これらの決済方法はアカウント取得の際にあらかじめ利用者が指定する場合が多く、クレジットカードであればアカウントと紐付けされる仕組みとなっている。iPhoneでは前述のとおり、「機能制限」メニュー（ペアレンタルコントロール）においてアプリのダウンロード制限が可能であり、Google Play でも、保護者が設定した 4 桁の PIN コード⁷を入力しないとアプリを含む有料コンテンツを購入できないようにする設定が可能である。

3.2.4 アプリレイティング

数多くのスマートフォン向けアプリが存在する現在、青少年の利用にふさわしくないアプリも存在する。Windows Phone Marketplace においては 18 歳未満の利用にふさわしくないアプリは掲載されないが、App Store 及び Google Play においては、開発者がアプリの申請にあたって一定の年齢カテゴリーに区分けを行い、それに基づいてプラットフォーム事業者がダウンロード制限を行うアプリレイティングを実施している。App Store では前述のとおり、「アプリケーションを許可しない／4 歳以上(4+)／9 歳以上(9+)／12 歳以上(12+)／17 歳以上(17+)／すべてのアプリケーションを許可」から選択可能であり、設定及び変更については保護者が管理するパスコードが必要となる。また、Google Play では「全ユーザー対象／ユーザー成熟度-低／ユーザー成熟度-中／ユーザー成熟度-高」から選択可能であり、PIN コードにより設定をロックすることが可能である。Google Play ではコミュニティサイト等、利用者間のコミュニケーション機能があるアプリについては一律、「ユーザー成熟度-中」または「ユーザー成熟度-高」に制限されている。

3.2.5 今後に向けて

青少年にふさわしくないアプリについては、OS ごとに機能制限やアプリレイティングといったペアレンタルコントロール機能が提供されている。

⁷ Personal Identification Number。いわゆる「暗証番号」のこと。

一部の携帯電話事業者では定額にてアプリをダウンロード可能とするサービス⁸が提供されているが、都度課金が一般的である有料アプリの決済については、保護者の意図しない課金が発生することのないよう、保護者がペアレンタルコントロールを設定することが有効である。しかしながら、必ずしもこれらの機能について周知が進んでいるとはいえないため、利用者への周知が重要であると考えられる。

3.3 フィルタリング事業者における現状と取組み

3.3.1 インターネット利用環境の変化とフィルタリングソフト

近年、3G ネットワークをはじめ、家庭内における無線LAN利用、外出先のアクセスポイントでの無線LAN利用等、接続ネットワークが多様化し、一方でスマートフォン、タブレット型端末、ゲーム機、音楽プレイヤー等、利用端末も多様化するなど、インターネットの利用環境が変化している。フィルタリングはネットワーク側にてフィルタリングをかけるNW型フィルタリングと、端末にフィルタリングソフトをインストールする端末型フィルタリングに大別される。携帯電話事業者が提供する従来のネットワーク側でのフィルタリングは携帯電話事業者が提供する3G回線において有効であり、無線LAN接続時にはフィルタリングがかからない場合が多い。スマートフォンは3G回線と無線LANのどちらを経由してもインターネットに接続可能であるため、無線LAN環境でも有効なフィルタリングソフトが携帯電話事業者やフィルタリング事業者から提供されている。

3.3.2 フィルタリングソフトのサービス概要

フィルタリングソフトのサービス例としては、端末にインストール後、通信ごとにネットワーク上にあるデータベースを参照し、保護者の設定に応じた制限が可能となるものが挙げられる。子どもの学齢に応じたレベル設定や、閲覧可／不可のカテゴリの選択が可能であり、いずれも設定変更は保護者パスワードによってなされるため、子どもによる設定変更は不可である。ヤフー株式会社の「Yahoo! あんしんねっと」やデジタルアーツ株式会社の「i-フィルター」がその代表的な例といえる。

また、家庭内においては、スマートフォンをはじめ、パソコン、テレビなどのAV機器、ゲーム機など、利用端末が多様化しつつある。それぞれのインターネット接続機器に個別にフィルタリングをかけるのは手間がかかるが、家庭用ルーター向けのフィルタリングソフトの利用により、家

⁸ KDDIの「auスマートパス」では、同社が事前審査したアプリを定額(月額390円)で利用できるサービスを提供。

庭内で子どもが使う可能性のある複数の機器を一括してフィルタリングすることが可能となっている。

3.3.3 アプリケーションへのフィルタリング対応

無線LAN接続時のフィルタリングと同様、アプリケーション利用時のフィルタリングについても関心が高まっているところである。アプリケーション経由の通信は、通信先が公開されていない場合や通信方式が HTTP 方式ではない場合があることから、従来のフィルタリングでは制限できない場合がある。また、端末にプリインストールされた標準ブラウザ以外のブラウザアプリを介してウェブブラウジングを行った場合についても、従来のフィルタリングでは制限できない場合があることが指摘されている。

一部のフィルタリング事業者において、Google Play に掲載されたアプリケーションを収集、カテゴライズし、アプリケーション起動時にカテゴライズ作業によって構築されたデータベースを参照することで、カテゴリーごとにその起動を制限するという取組みも見受けられる。これにより、例えばコミュニケーションカテゴリーのアプリは利用不可とするが、ゲームカテゴリーのアプリは利用可と設定するなど、保護者がきめ細かな設定を行うことが可能となる。

3.3.4 今後に向けて

インターネット接続可能機器の多様化に伴い、フィルタリング事業者からもサービスや機器の利用方法に応じた多様な選択肢が提供されているところ、利用者におけるこれらの機能・サービスの有効利用に向けた周知が重要であると考えられる。

3.4 携帯電話事業者における現状と取組み

3.4.1 3G 接続

スマートフォンにおける 3G 接続時の取組みとしては、各携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスが挙げられる。

フィルタリングには、ネットワーク側でフィルタリングを施すもの（NW 型フィルタリング）と、端末側でフィルタリングを施すもの（端末型フィルタリング）とがあるが、現在スマートフォンを販売している全ての携帯電話事業者において、フィーチャーフォンと同様、3G 接続時に有効な NW 型フィルタリングを無料で提供している。その他、一部の携帯電話事業者においては NW 型フィルタリングに加え、端末型フィルタリングも提供している（一部有料）。

また、青少年に対してモバイルルーター（携帯電話事業者の 3G 回線を

経由し、パソコン等を用いてインターネットに接続するための端末)を販売する際、携帯電話事業者はISP事業者としてフィルタリングソフトの紹介等を行っている。

3.4.2 無線LAN機能

スマートフォンの特徴の一つとして、3G回線経由に加え、無線LANを経由しインターネットへの接続が可能となっている点が挙げられる。各携帯電話事業者のNW型フィルタリングは、3.4.1に記載したとおり3G接続時に有効なフィルタリングであるが、無線LAN接続時には無効である場合が多い⁹。そのため、各携帯電話事業者は無線LAN機能を有するスマートフォンでの安全・安心なインターネット利用のため、NW型フィルタリングの提供以外にも様々な取組みを行っている。

取組みの一点目として、スマートフォンにおける無線LAN機能の制限が挙げられる。一部携帯電話事業者においてはスマートフォン用の機能制限アプリケーションを無料で提供しており、同アプリケーションを利用することで無線LANを経由したインターネット接続を制限することが可能である。これにより、インターネットへの接続経路が3G回線のみとなることから、各携帯電話事業者が提供するNW型フィルタリングを利用することにより、インターネット接続時にはフィルタリングが有効となる。

取組みの二点目としては、無線LAN接続時にもフィルタリングが有効となる端末型フィルタリングの利用推奨が挙げられる。端末型フィルタリングは、フィルタリングアプリケーションを青少年が利用するスマートフォン端末にインストールすることで提供されるものであり、インターネットに接続する経路を問わずフィルタリングが有効となる。

総務省で開催された「青少年インターネットWG」にて取り纏められた「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」において、各携帯電話事業者は携帯電話端末販売時に、無線LAN接続機能の有無及び無線LAN接続時のフィルタリング等に関する説明を行うことが求められており、各携帯電話事業者とも無線LAN接続時の注意点等の周知強化を進めるとともに、上記のような機能制限アプリケーションやフィルタリングアプリケーションの周知・利用推奨を行っている。

3.4.3 アプリケーション

スマートフォンで利用可能なアプリケーションの中には、アプリケーション自体に青少年に有害な情報を含むものと、アプリケーション自体は有害ではないものの他者とのコミュニケーション機能を有していることか

⁹ NTTドコモ及びウィルコムは、自社の提供する無線LANサービス接続時に有効となるNW型フィルタリングを提供している。

ら、使い方によっては実際の出会いに繋がり被害を受ける可能性のあるものがあり、このようなアプリケーションに対しても、各携帯電話事業者にて安全・安心な利用に向けた取組みを行っている。

取組みの一点目として、アプリケーションの利用を制限する方法の周知・利用推奨が挙げられる。アプリケーションの利用を制限する方法には、そもそもアプリケーションのインストールを制限する方法と、既に端末にインストールされているアプリケーションの起動を制限するという方法がある。これらの実現方法としては、各プラットフォーム事業者の提供するマーケット・OS 側の機能によるものと、各携帯電話事業者が提供している機能制限アプリによるものがある。

取組みの二点目として、携帯電話事業者独自のアプリケーションマーケットの提供が挙げられる。このようなマーケットは一部の携帯電話事業者において提供されており¹⁰、携帯電話事業者の独自基準に基づき選定されたアプリケーションの紹介または提供が行われている。

3.4.4 今後に向けて

近年、スマートフォンの急速な普及に伴い、携帯電話事業者が逼迫する 3G 回線からデータ通信を分散すべく、公衆無線 LAN サービスのアクセスポイントを拡大している。無線 LAN 経由のように携帯電話事業者が提供する 3G 回線以外の通信経路を利用する場合の対策としては、携帯電話事業者において無線 LAN への接続を制限するアプリケーションを提供している。

3G 回線以外の通信経路についてもフィルタリングを希望する利用者は、携帯電話事業者やフィルタリング事業者が提供する端末型フィルタリング等を利用することで、3G 回線以外の通信経路についてもフィルタリングが可能である。

なお、スマートフォンに関するサービスは、携帯電話事業者がコンテンツから通信サービスまで首尾一貫して提供していたフィーチャーフォンと異なり、アプリケーション開発事業者、プラットフォーム事業者、ISP 事業者等の様々な関係者が存在する。前述のとおり、機能制限アプリの提供や携帯電話事業者独自のアプリケーションマーケットの提供等、アプリケーションの安全・安心な利用について対策を行っているが、今後に向けては、関係者のより一層の協調が重要になると考えられる。また、利用者においても、アプリケーションによる機能拡張性による利便性がある一方で、上記のような特性を持つスマートフォンの機能を踏まえてインターネットを安全・安心に利用できるよう、利用者のインターネット・リテラシー向上のための関係者の努力が望まれるところである。

¹⁰ dマーケット(NTTドコモ)、au Market(KDDI)、@アプリ(ソフトバンクモバイル)においては、携帯電話事業者が事前審査したアプリを提供している。

3.5 ISP 事業者における現状と取組み

3.5.1 サービス概要

ISP 事業者はインターネットへの接続サービスを提供しており、その接続経路として、ユーザーは公衆無線 LAN サービスや、有線によるブロードバンド回線等が利用可能である。

公衆無線 LAN サービスは、屋外におけるインターネット接続環境を提供するサービスの一つとして提供されており、もともとは無線 LAN 機能を有するパソコン向けにインターネット接続を提供するのが主であったが、昨今ではスマートフォンの他、ゲーム機等多様な端末で利用されている。サービスエリアは全国にわたり、利用できる場所も駅、空港等の公共施設の他、各種商業施設など幅広い。料金は提供事業者により異なるが、月額数百円程度から利用可能となっている。

公衆無線 LAN サービスの利用にはインターネット接続契約またはアクセスポイントの利用手続きが必要であるが、特別な契約手続きを行うことなく利用可能なサービスも一部存在する。近年は、各携帯電話事業者も主に自社ユーザー向けに公衆無線 LAN サービスを一部無料で提供している。

なお、公衆無線 LAN サービスを利用せずとも、自宅のブロードバンド回線にルーターを接続し、端末とルーター間を無線で接続することで、家庭内でも無線 LAN 機能を利用してインターネットに接続することが可能である。

3.5.2 自社インターネット接続サービス(ISP)におけるフィルタリングの扱い

ISP 事業者は自社のインターネット接続サービスにおいて、青少年インターネット環境整備法第 18 条に基づき、フィルタリングの利用を求められた場合に NW 型フィルタリングの提供や、フィルタリングソフトの紹介を行っている。

3.5.3 今後に向けて

スマートフォンの普及により、青少年も公衆無線 LAN サービスを利用してインターネットに接続する機会が今後さらに増えることが想定される。無線 LAN の場合には様々な ISP を経由してインターネットに接続する可能性があり、たとえ特定の ISP で提供される NW 型フィルタリングを利用したとしても、他の ISP を経由して接続した場合にはフィルタリングが適用されないといった状況がある。

なお、現時点では ISP 事業者によって提供・紹介されているフィルタリングはパソコン向けのサービスやソフトが主である。

今後は、スマートフォン向けのフィルタリングアプリ（端末型フィルタ

リング) など、スマートフォンによる無線LAN接続も意識してフィルタリングの提供・紹介を行うことが重要であると考えられる。

3.6 端末メーカーにおける現状と取組み

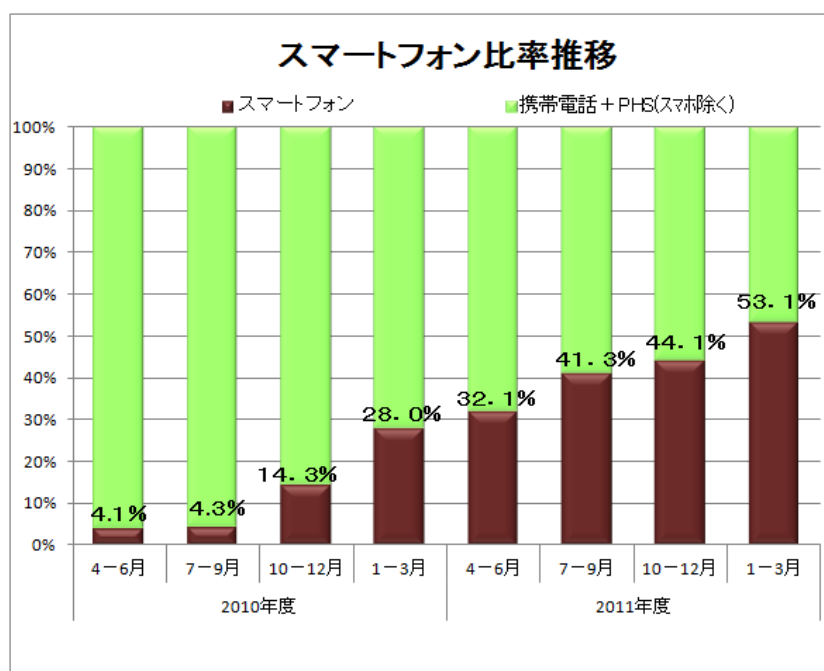
3.6.1 フィーチャーフォンとスマートフォンの出荷割合

CIAJ/JEITA 出荷統計によると、2012 年 1-3 月の携帯電話全体に占めるスマートフォンの出荷割合は 53.1%となり、2011 年 10-12 月の 44.0%と比較し 9%増加している。また、出荷台数ベースにおいても、スマートフォンは、2010 年 10-12 月に初めて 100 万台を超えて以来、2012 年 1-3 月では 400 万台超と前年同期比で約 2.2 倍になっており、今年度も継続して増加傾向にある。

■図 5 フィーチャーフォンとスマートフォンの出荷割合及び比率推移 ¹¹

(単位: 台数:千台、比率:%)

		携帯電話		携帯電話		公衆用PHS		内、スマートフォン		
		前年 同期比		前年 同期比		前年 同期比		スマートフォン 比率	前年 同期比	
2010年度	4-6月	9,296	108.3	9,040	108.2	256	112.3	376	4.0	-
	7-9月	8,023	115.1	7,733	114.6	290	130.6	342	4.3	-
	10-12月	8,024	101.2	7,685	99.4	339	173.8	1,152	14.4	-
	1-3月	6,857	86.3	6,398	82.5	459	240.3	1,921	28.0	-
2011年度	4-6月	6,734	72.4	6,252	69.2	482	188.3	2,159	32.1	473.0
	7-9月	9,124	113.7	8,655	111.9	469	161.7	3,764	41.3	1000.5
	10-12月	6,991	87.1	6,671	86.8	320	94.4	3,079	44.0	167.6
	1-3月	7,976	116.3	7,506	117.3	470	102.4	4,234	53.1	120.4



¹¹ CIAJ/JEITA出荷統計より

3.6.2 フィーチャーフォンとスマートフォンの機能的な違い

フィーチャーフォンとスマートフォンはともに、通信事業者、機種により提供される機能・サービスは異なっており、特にスマートフォンにおいては利用者がインストールするアプリケーションによっても利用できる機能・サービスは異なってくる。

青少年保護に関連する機能においても、GPS位置検索、緊急通報機能、フィルタリング機能などは、スマートフォン端末自身への搭載／非搭載は機種によって異なっているが、機能そのものはフィーチャーフォンでの搭載機能とほぼ同等である。

■図6 携帯電話、スマートフォン、パソコンの位置づけ（概要）¹²

商品 項目	携帯電話			PC
	～フィーチャーフォン	スマートフォン・タブレット		
電話機能	3G 接続			ソフトフォン
可搬性	片手 操作	5インチ 程度	7～10インチ程度 タブレット型	～ DESKTOP
インターネット 接続先	通信事業者 網経由	一般サイト ISP 経由		一般サイト ISP 経由
端末PF	組込み ソフト	オープン PF 等		汎用 OS
ダウンロード (DL)アプリ	API により 機能は限定	アプリの自由 度は大きい		アプリの自由 度は大きい
セキュリティ対策	通信事業者 が NW 対応	セキュリティソフト組み 込み／ ISP で設定等		

3.6.3 端末におけるフィルタリング機能の実現方法、問題点

スマートフォン端末におけるフィルタリング機能の実現は、アプリケーション／ネットワーク設定により可能となる。

今後のスマートフォンにおけるフィルタリングに求められる機能は、普及拡大の状況により異なってくるものと考えられ、適切なアップグレードを円滑に行う為の継続した議論が必要である。

3.6.4 今後に向けて

今後も、スマートフォンの普及拡大等の青少年を取り巻く環境の変化を継続して注視しなければならない。

なお、保護者及び青少年を含む利用者への周知方法等については、端末

¹² 2011年1月27日 総務省「電気通信サービス利用者WG」でのCIAJプレゼン資料より

メーカーのみならず、携帯電話事業者、プラットフォーム事業者等の関係者の連携による一体的な対応が必要であると考えられる。

3.7 第三者機関における現状と取組み

3.7.1 第三者機関の役割と具体的な取組み

表現の自由等に配慮しつつインターネット上の違法・有害コンテンツから青少年を保護するという施策において、中立的な機関の必要性から設立された第三者機関では、サイトの認定制度やレーティング等の活動を進めている。

しかしながら、アプリケーションの認定等、スマートフォンに対応した第三者機関の認定制度は、スマートフォンが急速に普及している中で現状は存在していない。総務省「青少年インターネットWG」の提言において青少年保護を前提とした適切なアプリケーションの評価を関係者が連携して行うことを求められていることから、第三者機関においてもアプリケーションへの対応検討を始めている。

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下、EMA）及び特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（以下、CERO）の代表的な取組みを以下に示す。

①EMA の取組み

EMA においては、青少年のインターネット利用環境を整備するため、サイトの運用監視状況を認定する制度やカテゴリ選択基準に関する検討等のフィルタリング改善活動や、認定サイト及び教育機関等における啓発・教育活動をサポートするための活動を進めている。

認定制度においては、2011 年 5 月にコミュニティサイト運用管理体制認定基準を、同年 7 月にサイト表現運用管理体制認定基準を改定し、本認定制度における認定範囲を URL 情報にて定義することとした。これにより、定義された URL の範囲においては、スマートフォンを含め、いかなる利用端末からのアクセスであっても本認定基準を満たす運用が求められることとなった。昨年 10 月よりスマートフォンアプリに関する取扱いについて検討を開始しており、現在、アプリに対応した認定基準及び審査方法等について検討を行っている。

また、フィルタリングの改善を目的として定期的に行っている携帯電話事業者等との会合において、スマートフォンにおける無線 LAN 接続やアプリ利用に関する青少年保護の取組みについても検討をしており、現在提供されている端末側での制限機能（NTT ドコモの「あんしんモード」、KDDI の「安心アプリ制限」、ソフトバンクモバイルの

「あんしん設定アプリ」等の機能制限アプリ)の高度化を図る観点から保護者の負担に配慮したフィルタリングの在り方や第三者機関の認定の取扱いについて検討を進めている。

その他、OECD、ITU 等の国際機関への対応として、英語版のホームページを開設し、基準等のグローバル化に向けて準備を進めている。

②CERO の取組み

CERO のレーティング制度は家庭用ゲーム機でプレイするためのゲームソフトを主な対象としており、従来モバイルコンテンツは対象から除外していたが、モバイルオンラインゲーム(スマートフォンなどで利用されるモバイルアプリを含む)をはじめとするデジタルゲームコンテンツの多様化に伴い、2011 年夏よりモバイルオンラインゲームを審査対象に加えている。

ただし、ユーザーによる可変部分(ユーザーの書き込み、投稿等)は審査対象外となっているため、今後の対応については関係者との間で検討を行っている。

3.7.2 海外の動向

2011 年 11 月に CTIA (Cellular Telecommunications and Internet Association) と ESRB (Entertainment Software Rating Board) が共同でモバイルコンテンツを対象とした新しいレーティングシステムを発表している。本レーティングシステムの設立メンバーとしては AT&T、Microsoft、Sprint、T-Mobile USA、U.S. Cellular、Verizon Wireless が挙げられている。開発メーカーがアプリマーケットにアプリを登録する際に、事前に多項選択式質問(暴力、セックス、言語、薬物などの質問、さらに対象年齢、ユーザー作成コンテンツ交換の有無、ユーザー同士の位置情報交換の有無、ユーザー提供情報の第三者提供の可否などを含む)に回答するとアプリケーションのレーティングが判定され、証明書と固有の特定コードが発行される。また、運用面では ESRB が定期的に人気のあるアプリをテストし、ユーザーの苦情をモニタリングする。そこで適切なコンテンツ開示だったか、適正なレーティングを付与したかについて検証を行うとともに適宜レーティングを修正し、開発者及びアプリストアに通告する仕組みとなっている。

3.7.3 今後に向けて

社会的な要請に基づくフィルタリング改善のための第三者機関による認定等の取組みを、スマートフォンに対応するアプリケーションのフィルタリングへ反映していく方策については、技術面を踏まえた十分な検討が必要と考えられる。

4 利用者・保護者の視点

4.1 地域での取り組み

4.1.1 茨城県メディア教育指導員連絡会¹³

同連絡会からの報告では、地域での指導員による講演等を通じて得られた保護者の実態と実際に寄せられた意見について以下のとおり指摘があった。

- ・ 携帯電話・スマートフォンを持たせるのは保護者の判断であり、保護者自らが学び、解決する能力を身につけるべき。
- ・ そのためには保護者からの保護者への啓発が有効であると考え、活動を行っている。
- ・ しかしながら、活動を通じて「親は知らない！」ということを実感している。フィルタリングという言葉は少し普及してきているが、どうフィルタリングを使ったらよいかということはよく分かっておらず、青少年インターネット環境整備法についても知らない。難しいことは分かっていないのが現状。
- ・ スマートフォンに切り替えたのはよいがフィーチャーフォンとの違いに戸惑う保護者が多く、連絡会の講演を受講して、知らないことがたくさんあった、危険性について認識を新たにした、といった声が寄せられている。スマートフォンはパソコンに近い機能を有するものであることをよく理解していただく努力が必要。
- ・ また、子どもの利用に関しては、初めからフィルタリングに入っていてあたりまえ、子どもに売っている以上は、安心して使えるもの、と考えている保護者も少なくない。
- ・ 保護者のリテラシーの向上にはかなりの時間と根気を要する。リテラシーについて積極的に学ぼうとする保護者は少数派である。また、実際に指導員による講演を聞きに来てくれる方は、もともとリテラシーに関する意識の高い方が多く、実態を知っていてほしい保護者(リテラシーがあまり高くない保護者)は、なかなか講演に足を向けないのが実情であり、現状では閲覧機会の制限を先行せざるを得ないのではないか。
- ・ 同じ学校で講演しても年度が変われば保護者も変わるので、またゼロからのスタートとなることから、リテラシー向上に向けた継続的な取り組みが必要。
- ・ 子ども向けの講演を通じて感じることは子どものほうが知識を蓄えているということ。学校での授業の一部として講演が持たれる場合がほとん

¹³ 同連絡会は、ケータイ・インターネット上の有害情報の危険性に関する保護者への周知啓発を目的とする団体。県と茨城県PTA連絡協議会の連携で平成18年度から養成されたメディア教育指導員等により構成。

どであり、子どもたちの理解も進んでいるように感じるが、何より重要なことは、子どもたち自身に考えさせること。スマートフォンを「おもちゃ」ではなく「有用なツール」として使いこなすリテラシーを育むことは急務であり、ひいてはそれが社会全体のリテラシー向上への早道なのではないか。

4.1.2 Willさんいん¹⁴

同団体からは、島根での地理的環境を踏まえ、情報リテラシーの格差の背景、スマートフォンのフィルタリングが機能しない場合のリスクに関する地域特性等の実情に関して以下の指摘があった。

- ・ 情報社会において、地方では情報が取りづらい状況になっており、体感レベルで地方のリテラシーは低いと感じている。
- ・ 都市部と地方の生活環境の差による情報格差が生じており、情報リテラシーの格差の背景となっているのではないかと。都市部では移動手段が公共交通機関(バス、電車)、徒歩であり、様々な情報が自然と移動中にでも入ってくるが、島根の場合は移動手段は主に自動車であり、移動中の情報収集が困難。
- ・ 現状では、都会でさえスマートフォンの特性を理解している人は多くなく、島根の保護者がスマートフォンの特性を理解して子どもに与えているとは考えにくい。スマートフォンの理解は少ないものの、携帯電話事業者の販売店でのデモ機は全てスマートフォンであり、携帯電話を買いに来た人がスマートフォンについてよく知らないのにスマートフォンを買ってしまうという状況が生じている。こうした場合、フィーチャーフォンと異なりフィルタリングが機能しない状況(無線LAN接続など)があることを知らずに子どもにスマートフォンを利用させてしまう懸念がある。
- ・ 無線LANを通じたインターネット接続に関しては、PSP や DS など携帯ゲーム機の影響で、保護者より子どものほうが知識が豊富なのではないか。
- ・ 情報リテラシーは都会より島根のほうが低いにもかかわらず、フィルタリングが機能しないことがもたらすリスクは都会より島根のほうが高い。例えば適切にフィルタリングがかかっていないために青少年がコミュニティ機能を利用し、インターネット上で知り合った人と実際に会うこととなった場合、都会では移動手段が主に公共交通機関のため周囲に見られる可能性が高いが、島根など地方の場合は車での移動が中心であり、よりリスクが高まる。

¹⁴ 島根県内において青少年の情報モラル向上に取り組んでおり、「地域の情報リテラシー向上事業」(島根県からの委託事業)、「青少年を取り巻く有害環境対策推進事業」(文部科学省からの委託事業)を展開。

- ・ 今後、携帯市場がフィーチャーフォンからスマートフォンへ移行する中で、都会と地方を比較した場合、情報に触れる機会の多い都市部のほうがリテラシーが高まり、リテラシーに関する格差は拡大する一方で、フィルタリングが機能しない場合のリスクはむしろ地方のほうが高い。
- ・ 地方の実情を認識した上で、事業者が連携してスマートフォンの特性を青少年、保護者に理解してもらえようような取組みを地方まで届く形で発信してほしい。
- ・ 公表されるデータにいろいろな数値が出てくるが、これは全国平均であり、地方の実情とは全く異なる。特に島根県の中山間地、離島では新たに高校 1 年生になった子どもがスマートフォンを手にしたのが実は 7 割という店舗があり、全国平均で物事を見るのではなく、各地域のミクロな視点でぜひ、足元も見してほしい。

4.1.3 ぐんま子どもセーフネット活動委員会¹⁵

同委員会からは、本年 3 月に実施したフィルタリング機能の有効性調査結果及び販売店での利用者対応の実態に関して以下の指摘があった。

- ・ フィルタリング機能の有効性調査においては 7 種類のブラウザアプリについて、2 つの通信経路(3G・無線 LAN)ごとにアダルト・出会い・暴力・自殺のキーワードでウェブ検索を実施した結果、3G 通信時においては、7 種類中 1 つのブラウザアプリでフィルタリングがかからない場合があること、無線 LAN 通信時においては 7 種類中、6 つのブラウザアプリでフィルタリングがかからないことを確認。
- ・ 市販のフィルタリングソフト(エフセキュア)で検証した結果、標準ブラウザを立ち上げ、他のブラウザアプリの起動制限が確保可能。こうしたソフトの利用により、保護者の負担を減らすことができる。
- ・ 販売店ではアプリやフィルタリングについての説明が不十分ではないか。携帯電話販売に関する店頭でのフィルタリング説明調査では「3G でも無線 LAN でもフィルタリングはかかる」、「サイト自身にフィルタリングがかかっている」などの説明が行われており、フィルタリングに関する説明が正しく伝えられていない例がある。改善をお願いしたい。
- ・ 保護者と子どもはお互いの端末の機能を把握するためには同一 OS (Android または iOS) の端末を持ったほうがよい。また、子どもが入れたアプリケーションを保護者も実際にインストールしてみることが非常に有効。
- ・ 青少年が安全・安心な環境でインターネットを利用できるようにという目標は関係者に共通であり、今後も関係事業者と保護者が一体となった

¹⁵ 青少年の教育啓発、自主調査・検証、学習や他地域との交流を主な活動内容とする団体。平成 17 年度からは「群馬県子どもセーフネットインストラクター養成事業」(群馬県からの委託事業)を展開。

取組みが必要。

4.2 利用者・保護者¹⁶の視点

4.2.1 利用者の視点

利用者の視点については、これまでに生じた情報通信技術と青少年問題との関わり、青少年に関するスマートフォンの現状と問題点に加え、今後に向けての対応について以下の指摘があった。

●情報通信技術と青少年問題

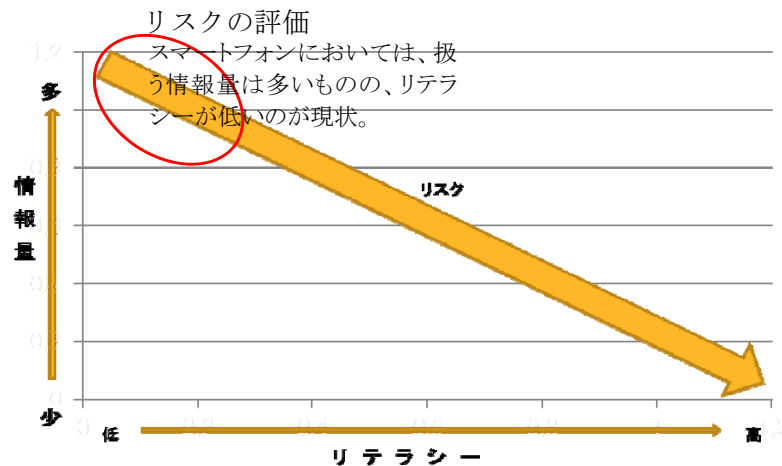
- ・過去においてもダイヤル Q2、ポケベルなど新しい技術が出ては、その後青少年利用が問題となり、後追いの対応がなされてきたが、携帯電話の利用でも同様であり、出会い系サイト規制法や青少年インターネット環境整備法などが制定された。しかし、これらの規制は効果がすぐに発生しないため、その後も規制の方向が進むことがあり、青少年インターネット環境整備法制定後の石川県の携帯を持たせない条例などがその例である。過去の実例を考慮しても、早めの対策が必要。

●青少年に関するスマートフォンの現状と問題点

- ・青少年においては、故障や紛失などによる買い換え需要が多く、購入代金の安さや販売戦略（売り場がスマートフォン中心であること）といったことから、急速にスマートフォンが普及している。スマートフォンは大人への普及がほぼ同時であることから、大人でも使い方が分かっているとは言にくい状況だが、青少年も同様の機器を特段の配慮がされることなく、使用している状況。
- ・スマートフォンを購入した青少年、保護者、教師に共通して、(i)スマートフォンとフィーチャーフォンの違いが分からない、(ii)スマートフォンの使用の際、何に注意すべきか分からない、(iii)保護者が青少年のスマートフォンの利用状況を把握していない、(iv)携帯電話事業者が提供するフィルタリングを利用すれば十分だと考えており、接続方法（無線 LAN）・利用方法（アプリ接続）によってはフィルタリングがかかっていないことを知らないのが現状。
- ・フィーチャーフォンと比較した場合、スマートフォンは享受できる情報量が多いにもかかわらず、リテラシーは初期段階であり、結果としてリスクが高まることとなる。

¹⁶ 安心ネットづくり促進協議会「スマートフォンにおける無線 LAN 及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会」の構成員のうち PTA、市民団体、消費者団体、NPO、弁護士等を指す。

■図7 情報量とリテラシーの相関図



- ・スマートフォンアプリを使用するための許諾条件が分かりにくく、安心だと思って使用しているアプリから情報が送信されることや、どのような（個人）情報がアプリによって送信されるかが、利用者には分かりにくい。また、位置情報が流出すると、ストーキングなどの問題が起こる可能性が大きい。
- ・スマートフォン購入時に、販売店において使用上の注意点について、きちんと説明されていない場合があり、保護者や青少年が何をどう気をつければよいかが分からず、アプリ利用やインターネットへの接続方法が複雑で理解できない利用者が多い。
- ・スマートフォンアプリにおいては、KDDI研究所の調査によると、約6割に情報収集モジュールが存在し、利用者に十分な説明がないままに情報を外部に送信しているという実態が明らかになったが、青少年利用においては、利用許諾の意味が分かっていない可能性が高く、問題がある。
- ・東京都緊急消費者被害情報として、スマートフォンの架空請求被害が平成22年度の17件から平成23年度上半期だけで139件となっており、無料と思い込んでアダルトサイトにアクセスしたら個人情報抜き取られ、事業者から電話やメールで請求が来る、料金請求画面が消えなくなるといった被害が急増している。
- ・現時点で青少年の架空請求の被害報告はないものの、既に被害に遭っている可能性もある。青少年だけの問題ではなく早急な対応が必要。
- ・アプリの利用のためのクレジットカード番号の登録について、保護者はよく状況を認識せずとりあえず登録した結果、子どもたちが有料サービスを際限なく（カードの上限まで）利用してしまうケースがある。
- ・クレジットカードを登録したら子どもに自由に使うことになってしまったということの周知を保護者に徹底してほしい。

- ・アプリや接続方法が複雑で理解できないほか、青少年の利用におけるアプリやゲームなどの購入代金の支払い(支払方法、金額上限)は課題。

●販売時の対応

- ・あまりリテラシーの低い青少年、保護者も契約するという状況があるため、スマートフォンの利用はどこがどう複雑で分かりにくいのかを併せて伝えていくべきではないか。
- ・販売店で説明が不十分だという指摘について、実際に販売店に出向き確認したところ、実際に十分とは言えなかった。量販店、キャリアショップとも、フィルタリングの説明は一応あったが、フィルタリングに関する一般的な説明に留まり、アプリについては全く言及がなかった。アプリ等についてきちんとリスクを説明すべきという議論は、昨年10月に取り纏められた総務省の有識者検討会である「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」での報告書において既に指摘されている点であるが、販売店の対応をみる限り実現していない。

●スマートフォンにおけるフィルタリングの現状について

- ・スマートフォンのフィルタリングの仕組みは複雑であり、利用方法によってはフィルタリングを経ることなくインターネットに接続される可能性があるため、青少年が違法・有害情報に触れる危険性がある。
- ・スマートフォンは、プラットフォームを携帯電話事業者が提供していたこれまでとは大きく異なり、オープンな環境つまり利用者の自由度が高いが、これは、逆に利用者にとっては、自ら対策を取らざるを得ないことを意味する。フィルタリングの仕組みそのものの複雑さ、とるべき選択肢のあまりの多様性から、却って取り得るべき対策が分からなくなってしまうという点を、フィルタリングの改善という観点で進めていかななくてはならない。
- ・スマートフォンアプリについては、そもそも、アプリを利用した通信については携帯電話事業者が提供するフィルタリングの対象とならないという点が知られていない。また、アプリに対する青少年の利用に対する対策として現在利用可能な現行の機能制限アプリについてはアプリのダウンロード制限、起動制限（on/off）機能しかなく、アプリの内容やアプリを通じて接続されるサイトの管理状況に鑑みて青少年の利用に配慮されている場合は、当該アプリを青少年が利用可能とするような制度が存在しない。そのため、利用者は、青少年の利用として適切なアプリかどうかの判断ができない状況であると同時に、サービス提供事業者にとっても、青少年の利用に配慮したアプリを提供しようとするインセンティブが存在しない状況であり、結果として、青少年の利用に適切なアプリが提供されるという環境整備が進展しない。

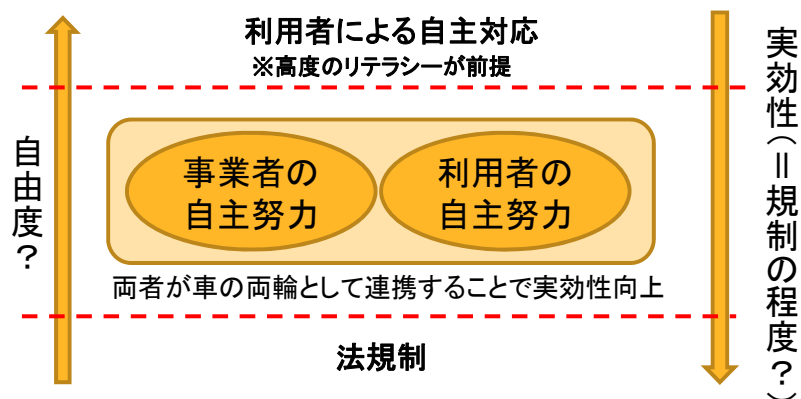
●コンタクトリスクについて

- ・コンタクトリスク(出会いのリスク)に対しては、米国の場合、基本は家庭による対応に力点を置いている。米国連邦取引委員会（FTC）が“Net CETERA”という普及啓発に関するパンフレットを作成し公表しており、この中で保護者が子どもの年齢に応じて配慮すべき事項を規定。
- ・日本は治安がよく、子どもの誘拐等のリスクが低いという現状はあると思う。そのような現状を前提に、いわゆる福祉犯や青少年保護条例違反のような被害に着目されがちだが、これは日本特有の事情かもしれない。日本特有の事情がある以上、それに対する特有の対策は必要。
- ・現状では、スマートフォンは、グローバルに製造、販売されている。そうすると、どうしても、各国特有の事情、たとえば、日本特有の事情などは十分には反映されない部分があるはずである。今後この世界統一のプラットフォームを前提に、各国の社会文化をどのように適応させるのかというのは国際間の大きなアジェンダになってくるのではないか。

●今後の対応

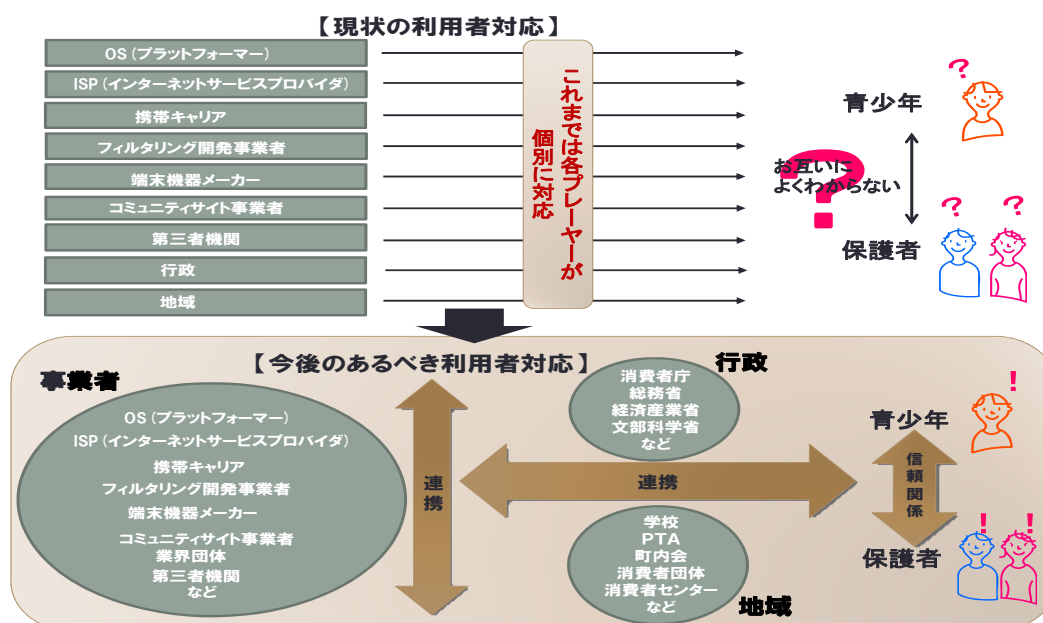
- ・スマートフォンが急速に普及する中では、なにより事業者と利用者双方における連携と自主努力が必要。具体的には、(i)スマートフォンの利用形態に対応したフィルタリングの改善と利用者（青少年・保護者）のリテラシー向上に連携して取り組むこと、(ii)フィルタリング改善においては、利用者側の理解とそのニーズの反映及びそのための枠組み設計、(iii)利用者リテラシー向上においては、事業者側からの分かりやすい情報提供が、それぞれ重要である。そのためには事業者と利用者の連携の強化が必要であり、安心ネットづくり促進協議会をその連携の場として機能させていくことが重要である。

■図8 事業者と利用者の自主努力



- ・ 青少年のインターネット利用という観点からの配慮により、従来フィーチャーフォンにおいて青少年による安全・安心なインターネット利用に関する考え方・取組みが培われてきた。この考え方を基にスマートフォンにおいても青少年が安全・安心に利用できる環境を実現してほしい。さらに利用端末を問わずに青少年がネットを安全・安心に使用できる環境を実現してほしい。
- ・ 保護者や青少年が何に気をつければよいか、事業者が協力しきちんと対策をして、その上で利用者に分かりやすく確実に伝わる方法で、例えばCMなど青少年が触れる機会が多いメディアを活用するなど、店頭での購入時だけではなく、アフターフォローとして継続した具体的で分かりやすい情報提供が必要。
- ・ 日本の子どもは日本で守る、世界の子どもたちは大人が守るという意識を持って、売上などの営業的な観点よりも重視すべき点があるという考え方が今後必要。
- ・ 事業者の対策は、実際に利用している青少年や保護者の声をフィードバックすることによって、よい良いものに改良していくことが必要。被害が出てから初めて対策するというのでは安全・安心な環境整備は図られない。枠組み設計を含めた意味での「青少年保護・バイ・デザイン」の考え方は非常に重要。

■ 図9 現状の利用者対応と今後あるべき利用者対応(イメージ)



4.2.2 保護者の視点

保護者の観点では、PTA 活動を通じて得られたスマートフォンを取り巻く現状、動向に加え、今後、必要とされる役割について以下の指摘があった。

●事業者の取組み

- ・本作業部会での検討において青少年の安全・安心のために敏感に対応している点は評価するものの、まだまだ保護者を安心させる状況に至っていない。スマートフォンの特徴をしっかりと広報することにより、安全に賢く活用するためにはどのような点に留意すべきかについて保護者が理解できるような努力をお願いしたい。
- ・企業の努力ほどに、保護者の努力が足りていないことは認めるが、努力を求めなくても安全・安心に活用できる環境を構築することは事業者に対する保護者の信頼に繋がる。安心ネットづくり促進協議会を通じてお互いの信頼関係が作られることを期待。
- ・携帯所持率がほぼ 100%の高校生においては、従来のフィーチャーフォンからスマートフォンへの買い替えという形でスマートフォン所持の急増が見込まれる中、高校生がスマートフォンを安全・安心に使うために、これまでの携帯電話とは機能・利用形態が異なるという意識を自覚させ、必要な情報を分かりやすく提供することが必要。
- ・特に地域においては必要な情報が不足しており、安心ネットづくり促進協議会、関係省庁での検討会等、中央で議論されていることが全く地域には展開されていない。情報が不足しているままに、自治体でスマートフォンの青少年利用に関する危険性のみに注目した条例改正検討が進んでしまっている場合があり、事業者の現状での取組みを含めて正しい理解を地域に伝えていくことが求められる。
- ・青少年のスマートフォン利用において、アプリや無線 LAN にフィルタリングがかからない場合があるなら、アプリや無線 LAN の使用をさせなければよいということではない。本来は安全に無線 LAN やアプリも使えるようにする必要がある。そのためのフィルタリング改善が必要。また、青少年に利用をさせるためにも、青少年の発達段階に合わせた青少年用のスマートフォンを早期に発売してほしい。
- ・なお、こうした事業者の取組みについては子どものプライバシーへの一定の配慮が必要となる。

●保護者の取組み

- ・全国高等学校 PTA 連合会では、スマートフォンを安全・安心に使うために高校生、保護者に対する普及啓発を地域で啓発活動として展開したいと考えており、保護者も事業者に依頼するだけでなく、保護者の立

場でも積極的に情報を入手し、自ら学び伝えていく姿勢が重要。

●安心ネットづくり促進協議会の役割

- ・ 安心ネットづくり促進協議会が果たすべき役割としては、ローリスクで誰もが安心してインターネットを活用でき、ハイリターンな利益を実現できるための「民間の自主的活動の一層の推進」が挙げられる。
- ・ また、ネットに関わる全ての企業を含め関係者が連携し、青少年が使用する可能性のある新たな機器やソフト、アプリ等、危険を最小限にするよう設計段階、開発段階から検討を加え実現する「関係者の連携による青少年保護・バイ・デザインの実践」に向けても安心ネットづくり促進協議会の場を活用すべき。
- ・ 各自治体の青少年担当者にも正確な情報を伝えるため、安心ネットづくり促進協議会でも積極的に取り組んでいくべき。

●関係者の連携

- ・ 子どものリスクの最小化とインターネットの最良の活用を実現するためには、保護者と事業者の連携が不可欠であり、スマートフォンの利点を大いに伸ばすため、あらゆる安全策を講じるべき。
- ・ 青少年インターネット環境整備法では、携帯電話事業者だけではなく、その他関係事業者、保護者も含めた責務があることを忘れないでほしい。

4.3 今後に向けて

4.3.1 スマートフォンに関する利用者への説明

現状、いずれの携帯電話事業者においても、スマートフォン販売時に店頭にて青少年のスマートフォン利用にも対応できる専用フィルタリングソフトウェアの推奨やアプリの起動を制限するソフトウェアの推奨など具体的対応策に関する一定の周知を行っている。

他方、本作業部会での議論においては、上記の現状に対し、利用者・保護者の立場から「購入時に使用上の注意点についてきちんと説明されていない場合があり、保護者や青少年が何をどう気をつければよいのか分からないため販売時にも配慮してほしい」、「スマートフォンの特性を青少年、保護者に理解してもらえるような取組みを地方まで届く形で発信してほしい」、「スマートフォンを安全・安心に使うために、これまでの携帯電話とは機能・利用形態が異なるという意識を自覚させ、必要な情報を分かりやすく提供することが必要」、「利用者に届くように、CMなど青少年が触れる機会が多いメディアを活用するなど、店頭での購入時だけではなく、

具体的で分かりやすい情報提供方法が必要」などの意見が指摘されている。

利用者への適切な情報提供の観点からは販売時だけの説明では必ずしも十分に理解できていない場合や、説明を受けても忘れている場合に加え、販売時には想定されない情報や利用状況の変化もありうることから、関係事業者によるCMなどメディアの有効活用や購入後におけるアフターフォローも含めた対応が望まれる。

なお、店頭での対応について事業者からは「説明度合いが利用者の求めているレベルにまだ達していない場合があるのは事業者としても認識。どんな店舗であっても利用者が満足いく一定のレベルの説明ができる体制を継続的に整備していくことが引き続き課題。」との発言があったところである。

スマートフォンにおける利用者を識別する情報（氏名、生年月日等）、第三者の情報（電話帳データ等）、通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する情報等のいわゆる利用者情報については、多様なサービス提供に活用されている現状を踏まえ、スマートフォンの安全・安心なアプリ利用に関しても「アプリを使用するための許諾条件が分かりにくい」、「どのような個人情報がアプリによって流出しているかが消費者には分かりにくい」といった意見が示されている。^(注)

こうした意見を踏まえ、関係事業者による、特に青少年のスマートフォン利用において求められる無線LAN、アプリのフィルタリングに関する留意事項、利用者情報の扱い等について、関係事業者の連携により、利用する青少年・保護者の立場に立った分かりやすい説明と現場(店頭)レベルでの統一的な対応、さらにはアフターフォローとしての継続的な情報提供が望まれる。

(注) こうした問題に対して総務省で開催されている有識者検討会においては、利用者が自らのプライバシーを守るために少なくとも知っておくべきこと、取るべき行動について取り纏めたスマートフォン・プライバシー・ガイドが公表されている。

＜スマートフォン・プライバシー・ガイドの概要＞

- ① スマートフォンのサービス構造を知りましょう
- ② アプリの信頼性に関する情報を自ら入手し理解するように努めましょう
- ③ 利用者情報の許諾画面等を確認しましょう

4.3.2 関係事業者及び利用者・保護者の連携によるフィルタリング改善等

本作業部会においては、4.3.1 に掲げるような利用者に対する分かりやすい説明に加え、関係事業者間の連携とともに、青少年・保護者が相互に連携する必要性が指摘されている。スマートフォンは携帯電話事業者、端末メーカーのみならず、アプリ開発者、アプリマーケット提供事業者(プラットフォーム事業者)など多くの関係事業者が関わっていることから、

これらの関係事業者と利用者双方における自主努力が必要であると考えられる。この点、本作業部会においても「無線LANにおいてフィルタリングが機能しない状況でインターネットを利用する懸念がある」、「現行の機能制限アプリはアプリのダウンロード制限、起動制限（on/off）機能しなく、青少年の利用への配慮の有無によってアプリの利用が可能になるような制度が採用されていない」などの意見があった。

また、フィルタリングの改善に関しては「青少年・保護者の声をフィードバックしてより良いものに改良していく必要がある」との指摘があった。事業者には、利用者の声を吸い上げることにより具体的な改善点を見出し、機器の見直しに反映させていく仕組みと、その改善を利用者に知らせていく仕組みが求められる。こうした取組みにあたっては、関係事業者の連携による利用者ニーズを踏まえた無線LAN、アプリに関するフィルタリングの改善（携帯電話事業者のネットワーク以外のネットワークによるインターネット接続におけるフィルタリングの提供及び一定の基準によるカテゴライズに基づいたアプリに関するフィルタリングの提供等）が図られる必要がある。

本作業部会にて「EMA ではスマートフォンで無線LANやアプリの制限を改善できないかについて携帯電話事業者等による検討を進め、現在提供されている端末側での制限機能の高度化に取り組んでいる」という取組みの紹介があり、こうした取組みを進めていくことが重要であると考えられる。このフィルタリング改善に関する検討においては、一定の基準によるカテゴライズに基づいたアプリに関するフィルタリングの提供のあり方についても検討されている。

日々急速なスピードで増加するアプリを、青少年保護の観点から一定の基準によりカテゴライズすることについては、困難も伴うが、従来、ウェブページに対して行われていたのと同様に、膨大な数のアプリについても一定のカテゴライズがなされることは、保護者にとっては一つ一つのアプリを確認する必要がなくなり、大きな負担の軽減となる。

また、端末側での制限機能の高度化というかたちでのフィルタリングは、無線LAN接続等ネットワークの接続形態によらずにフィルタリングがかかることになる点において、保護者の負担を軽減するものである。

こうした点を踏まえ、保護者の負担及び保護者のリテラシーレベルに配慮したフィルタリングのあり方について、事業者と保護者の連携による検討を進めることが必要である。

4.3.3 利用者リテラシーの向上

上記取組みを実効性あるものにするためには、利用者が、事業者側から提供された情報を正しく理解し、適切に行動できるよう、利用者リテラシーの向上に長期的に取り組む必要がある。さらに、青少年の利用において

は一義的には保護者の責任が重要であり、保護者に対するリテラシー向上への取組みが重要である。事業者間の連携による分かりやすい情報提供が重要であるとともに、効果的な周知のためにも安心ネットづくり促進協議会を通じた事業者と利用者との連携強化が図られるべきとの指摘があるところ、事業者と利用者の連携においては、PTA 団体、消費者団体の役割が重要であり、積極的な取組みが期待される。

また、安心ネットづくり促進協議会が果たすべき役割としては、ローリスクで誰もが安心して活用でき、ハイリターンな利益を実現できるための民間の自主的活動の一層の推進と関係者の連携による青少年保護・バイ・デザインの実践であり、ここで得られた成果については、広く地域に浸透させていく必要がある点についても指摘されている。地域への情報提供については、国の行政機関等を積極的に活用することにより、地域における関係者の取組みを効果的に進めるための体制整備を進めることが必要と考えられる。

今後のスマートフォンの健全な青少年利用に向け、利用者の意見としても示されている「これまでフィーチャーフォンで培われてきたフィルタリングに関するノウハウを基にスマートフォンでも引き続き取り組んでほしい」との意見を踏まえ、関係者による一体的な対応が求められる。

5 最後に

昨年10月に設置された「スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会」は昨年10月に取り纏められた総務省の有識者による検討の場である「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」での報告書の提言を踏まえ、スマートフォンに関わる様々な事業者はもとより、利用者、教育関係者が一堂に会し、無線LAN・アプリ利用時を中心とした課題認識と、関係者の取組みについて議論してきた。

本作業部会での議論を通じて、関係者同士の理解が進んだという意味においては、非常に画期的な取組みであった。このような民間主導での自主的な取組みは大きな意義があると考えられる。

本作業部会のテーマとなっている無線LAN利用時やアプリ利用時のフィルタリング環境に関し、事業者においては、青少年に対して、無線LAN接続の利用やアプリのダウンロード、起動を制限する機能制限アプリや、年齢による一定のペアレンタルコントロールを導入する等の方法により、一定のフィルタリング環境を提供している点は評価される。

他方、こうしたスマートフォンに関する安全・安心の取組みについては、トータルでの使い易さの観点で分かりにくいとの指摘もあり、未だ利用者・保護者に十分理解されているとは言えないほか、取組みの内容そのものも、従来進められてきた携帯端末からの青少年のインターネット利用に対する対策に鑑みれば、十分とは言えず、さらなる取組み強化が早急に求められている。また、利用者・保護者においても、自らが学び、解決する能力を身につけるためのリテラシー向上に向けた取組みも必要である。

フィーチャーフォンで培われてきた青少年インターネット環境整備に関するノウハウを活かしてスマートフォンにおいても青少年がインターネット・リテラシーに応じて保護される体制の整備と、利用者のインターネット・リテラシーの向上に向けたさらなる取組みが求められる。

今後、青少年におけるスマートフォンの普及がさらに進展する中においては、これまで利用者・保護者においても連携が十分ではなかった点に加え、関係事業者相互間においても情報共有等連携が十分にはできていなかった点があるのではないかと。利用者、事業者がそれぞれの取組みを進め、それを共有し、不足している点がどこなのかを明確化するとともに、これを埋めていく必要がある。

行政に対しては、これらの連携に代表される民間の自主的な取組みがスムーズに、また実効的に進み「青少年保護・バイ・デザイン及び利用者のインターネット・リテラシーの向上に向けて」が実現されるよう、最新の状況を把握しつつ適切に支援していくことが期待される。行政の取組みに対しては、安心ネットづくり促進協議会からも積極的に情報発信を行っていくことが期待される。

青少年が安全に安心してスマートフォンを利用できる環境整備に向けて、全ての関係者のさらなる取組みを期待する。

安心ネットづくり促進協議会
スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会
構成員一覧

藤川大祐(千葉大学教育学部教授)	※主査
グリー株式会社	※副主査
シャープ株式会社	※副主査
社団法人電気通信事業者協会	※副主査
茨城県メディア教育指導員連絡会	
一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構	
一般社団法人インターネットユーザー協会	
上沼紫野(弁護士)	
尾花紀子(ネット教育アナリスト)	
鎌田真樹子(監視事業者連絡会)	
桑崎剛(熊本市立錦ヶ丘中学校教頭)	
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	
主婦連合会	
一般社団法人情報教育研究所	
一般社団法人全国高等学校PTA連合会	
社団法人テレコムサービス協会	
一般社団法人電子情報技術産業協会	
社団法人日本PTA全国協議会	
社団法人日本インターネットプロバイダー協会	
NPO法人浜松子どもメディアリテラシー研究所	
一般財団法人マルチメディア振興センター	
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構	
森亮二(弁護士)	
吉川誠司(WEB110代表)	
イー・アクセス株式会社	
株式会社ウィルコム	
NHN Japan株式会社	
NTTコミュニケーションズ株式会社	
株式会社NTTドコモ	
株式会社ガイアックス	
グーグル株式会社	
KDDI株式会社	
株式会社サイバーエージェント	
ソフトバンクテレコム株式会社	
ソフトバンクモバイル株式会社	
株式会社ディー・エヌ・エー	
デジタルアーツ株式会社	
ニフティ株式会社	
日本マイクロソフト株式会社	
ネットスター株式会社	
富士通株式会社	
株式会社ミクシィ	
株式会社三菱総合研究所	
ヤフー株式会社	
株式会社インテグラル	
有限会社Willさんいん	
NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社	
ぐんま子どもセーフネット活動委員会	
齋藤長行(青山学院大学)	
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	
ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社	
任天堂株式会社	
株式会社ハッチアップ	
パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社	
Facebook Japan	
フォン・ジャパン株式会社	
フリーユー株式会社	
UQコミュニケーションズ株式会社	

【オブザーバー】

内閣府
警察庁
総務省
文部科学省
経済産業省
衆議院調査局

